

特定非営利活動法人 消費者被害防止ネットながさき
入退会規程

この入退会規程（以下「本規程」という）は、特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき（以下「当法人」という）と、特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさきの会員（以下「会員」という）との関係に適用する。

第1章 総則

（本規程の目的・定義）

第1条 本規程は、定款を補足するものである。よって、入会、退会等に関する基本的な諸規則及び使用する用語の定義については、定款の定める通りとする。

（本規程の変更・追加）

第2条 当法人は、必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規程を変更し、又は、追加が必要とされる事項を順次追加することができるものとする。ただし、会員にとって不利益な変更については、総会の承認を必要とする。

第2章 会員の種別

（会員の種別）

第3条 当法人の会員は、当法人の定款において定められた次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

（1）正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

（2）賛助会員

この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

第3章 入会

（入会申込）

第4条 入会の申込をする者は、第5条で定める年会費を払込み、次の各号に定める方法により、入会申込を行うものとする。

（1）当法人が別に定める入会申込書に必要事項を記入し、書面又は電磁的方法をもって当法人に提出する方法（書面申込）

(2) 当法人WEBサイトの入会申込フォームから申込手続を行う方法 (WEB申込)

(年会費)

第5条 年会費の金額を以下のとおりとする。

正会員 (個人)	1口2,000円 (1口以上)
正会員 (団体)	1口2,000円 (5口以上)
賛助会員 (個人)	1口1,000円 (1口以上)
賛助会員 (団体)	1口1,000円 (5口以上)

(既納年会費の返還)

第6条 既納の年会費は、第9条により会員資格を喪失した日を基準として日割り計算にて返還する。但し、第12条第3項の場合はこの限りでない。

第4章 入会申込記載事項の変更等

(会員の氏名又は名称等の変更)

第7条 会員は、その氏名又は名称及び連絡先等に関する事項に変更があったときは、次の各号に定める方法により、速やかに、当法人に通知しなければならない。

(1) 当法人が別に定める変更届出書に必要事項を記入し、書面又は電磁的方法によって当法人に提出する方法

(2) 電磁的方法により当法人に変更事項を通知する方法

(会員種別の変更)

第8条 会員は、その会員種別を変更しようとするときは、次の各号に定める方法により、速やかに、当法人に届出なければならない。

(1) 当法人が別に定める会員種別変更届出書に必要事項を記入し、書面又は電磁的方法によって当法人に提出する方法

(2) 電磁的方法により当法人に変更内容を通知する方法

2 前項の会員種別の変更を行った会員の年会費の取扱いについては次の各号に定める通りとする。

(1) 既に年会費を払込んだ正会員が賛助会員に変更した場合

既納の年会費をもって変更後の賛助会員の年会費に充てるものとする。

(2) 既に年会費を払込んだ賛助会員が正会員に変更した場合

既納の年会費をもって変更後の正会員の年会費に充てるものとする。但し、既納の年会費が第5条に定める正会員の年会費に不足しているときは、その不足額を追加して払

込むものとする。

(3) 年会費を払んでいない正会員又は賛助会員がそれぞれ正会員又は賛助会員に変更した場合

第5条の定めるところにより、正会員又は賛助会員の年会費を払込むものとする。

第5章 会員資格の喪失

(退会及び会員資格の喪失)

第9条 会員は、当法人が別に定める退会届を書面又は電磁的方法により理事長に提出して、任意に退会することができる

2 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が解散したとき
- (3) 会費を2年以上納入せず、理事会において退会を決議したとき
- (4) 除名されたとき

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事会において理事全員の3分の2以上の議決にもとづき除名することができる。

- (1) 当法人の定款に違反したとき
- (2) この法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) この法人の名誉もしくは秩序を著しく害し、又は公序良俗に反する行為をしたとき

第6章 情報の取扱い

(情報の保護)

第11条 各会員は、会員の個人情報（住所・氏名・写真・電話番号・電子メールアドレス等）の取扱いについて、個人情報保護法等法令の趣旨等に十分配慮し、第三者（会員を含む）に公表してはならない。

2 各会員は、当法人の情報（公表されていないものに限る。）については、当法人の目的、活動に鑑み、第三者（会員を除く）に提供し又は公表してはならない。

第7章 反社会的勢力の排除

(反社会的勢力の排除)

第12条 会員は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来わたっても該当しないことを確約するものとする。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等
- (6) 前各号に掲げる者との共生者または密接交際者等
- (7) その他前各号に準ずる者

2 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとする。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当法人の信用を毀損し、または当法人の業務を妨害する行為
- (4) 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 会員が、第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当法人が当法人の会員として不適切であると判断した場合には、第10条第2号及び第3号に該当するものとし、第10条の規程に基づき除名することができる。本項により会員資格の喪失をした場合には、会員が当法人に対して支払った会費は一切返却しないものとする。

第8章 残存条項

(残存条項)

第13条 会員資格が喪失された場合であっても、第11条及び本条の規定は有効に存続するものとする。

(附則)

1 本規程は、平成29年6月7日より施行する。